

令和7年7月6日

報道関係者各位

生駒市選挙管理委員会

## 第27回参议院議員通常選挙の期日前投票所における投票用紙の 二重交付について

第27回参议院議員通常選挙におきまして、投票用紙の二重交付が発生しました。状況について、下記のとおりお知らせします。

### 1 事案の概要

令和7年7月6日12時50分頃、参议院議員通常選挙の生駒市役所期日前投票所において、有権者から「選挙区の投票用紙を2枚もらった」と職務代理者に申告がありました。申告があったときは、当該有権者は投票用紙を1枚しか持っていなかったこと、投票用紙交付にあたっては投票用紙自動交付機を使用していたことから、二重交付はないと判断し、そのまま投函するよう当該有権者に伝えました。

その後、14時頃、投票事務が落ち着いたところで、再度用紙の枚数を数えたところ1枚足りなかったことから、二重交付していたことが判明しました。

### 2 原因

用紙交付の際、枚数確認が出来ていませんでした。また、申告があった時に、受付件数と投票用紙交付枚数のチェックが出来ていませんでした。

### 3 今後の対応

このような事態を招いたことを皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、疑義が生じた場合、その場の職員だけで判断せず、投票管理者、職務代理者、事務局職員で状況を確認し判断します。

さらに、選挙従事者に、改めて投票用紙の交付手順を確認させ、交付誤りのないよう徹底する旨の指示をします。

### 4 票の取り扱いについて

二重に投票された票はすでに投票箱に投函され特定できないため、正しく記載されていれば有効票として取り扱います。

【問合せ】生駒市選挙管理委員会事務局 局長 殿水

(電話 0743-74-1111 内線 3650)